

議事録

川上ダム建設事業の 関係地方公共団体からなる検討の場 (第1回幹事会)

日 時 平成23年1月19日(水)

15時~17時

場 所 大阪合同庁舎第1号館 第1別館
2階 大会議室

1. 開会

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、定刻になりましたので、第1回川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の幹事会を開催いたします。

検討主体を代表しまして、本日進行させていただきます国土交通省近畿地方整備局河川部長の〇〇と申します。どうぞよろしく願います。

それでは、この議事次第にのっとりまして進めてまいりたいと思いますが、挨拶ということで、検討主体であります近畿地方整備局及び水資源機構からご挨拶をさせていただきたいと思っております。

2. 挨拶

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、近畿地方整備局のほうからご挨拶をいたします。

本日、皆様お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ご出席に当たりまして、本当にこれまでのいろんな経緯の中で皆さんにご苦勞をおかけしていると思っております。また、国土交通行政全般に渡りまして、皆様に普段からご理解とご協力をいただきまして、まずこの場をかりて厚くお礼を申し上げたいと思っております。どうもありがとうございます。

今回ご承知のとおり、できるだけダムによらない治水への政策転換を進めるという考えに基づきまして、予断なくダムの検証をすることになりました。これは昨年、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議がございまして、そこで今後の治水のあり方について中間取りまとめが公表されました。それに基づきまして、国土交通大臣より近畿地方整備局と水資源機構に対しまして、川上ダムの検証に係る検討の指示がございました。検証にかかわる検討につきましては、先ほど言いました中間取りまとめを受けて策定されましたダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に沿って行うこととされております。

本日は、まずその実施要領細目の内容及びこの検討の場等のこれからのダム検証の進め方についてのご説明をさせていただきたいと思っております。そして、皆様方からご意見を賜りまして、今後、円滑かつ適切なダム検証を行ってまいりたいと思っております。

淀川水系におきましては、平成21年3月に河川整備計画が、これは長期にわたりさまざまな議論を経て策定をされたわけでございます。川上ダムにつきましては、この中で利水の一部縮小・撤退、それから発電の撤退を踏まえ、治水・利水目的の多目的ダムとして早期実施することとされてございます。また、既設ダムの水位を低下して、効果的な堆砂除去を実施するため

の代替容量を確保することとされているわけでございます。さらに、21年4月に水資源開発基本計画、通称フルプランと申しておりますけれども、この全部変更がございまして、これにおきましても供給の目標を達成するための必要な施設としての位置付けがされているということでございます。

こういう経緯がございまして、現在事業実施計画の変更の途中でございまして、これを踏まえて、今回ダムを検証を進めてまいりたいと考えてございます。

川上ダムの水没地域、またダム関係地域の皆様方には、これまで大変なご苦勞、ご心勞をおかけしていること、これは心が痛いほど我々は承知をしております。我々としては、予断を持たず、検証作業をできるだけ適切かつ迅速に進めていく必要があると認識しております。本日お集まりの皆様方には、これから忌憚のないご意見をお聞かせいただくとともに、今後ともこの検証の作業にご協力のほどよろしくお願い申し上げます、簡単でございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○水資源機構 関西支社長

水資源機構の関西支社長の〇〇でございます。日頃より、水資源機構事業に関しましてご理解とご支援を賜りまして、また本日、年明け早々、お忙しい中、川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第1回幹事会にご出席いただき、誠にありがとうございます。重ねて厚く御礼申し上げます。

ただいま近畿地方整備局の〇〇河川部長のご挨拶にありましたように、昨年9月28日に国土交通大臣より、私ども事業主体であります水資源機構に対しての川上ダム建設事業の検証にかかわる検討の指示がなされ、本日、川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を整備局と連携して開催させていただくわけでございます。

川上ダムにつきましては、〇〇河川部長の話にありましたように、平成21年3月の河川整備計画並びに同年4月の淀川水系水資源開発基本計画に位置づけられたことを受けまして、現在実施計画の変更途中であり、昨年来、本日参加の皆様には変更協議にご回答いただき、誠にありがとうございました。

本日ご参加いただいております三重県、京都府、大阪府、奈良県並びに八幡市、池田市、そして地元伊賀市さんを初めとする関係流域自治体の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、川上ダム建設事業の検証にかかわる検討を、近畿地方整備局と連携して、地元の方々のご意向に沿うべく迅速に進めてまいりたいと考えておりますので、重ねてご理解とご協力をお願いいたします。

本日は、多忙な中、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。簡単でございますが、

ご挨拶とさせていただきます。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、今回第1回目ということもございますので、幹事会の構成員の皆様方の自己紹介をお願いしたいと思っております。

左側の奈良県さんのほうから、順番に自己紹介をよろしくをお願いしたいと思います。

○奈良県 土木部長代理

本来なら土木部長の〇〇が出席する予定でございましたが、所要のために、私、河川課長の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

○池田市 都市建設部長代理

池田市の〇〇建設部長が本日公務に重なりまして出席できませんので、私、みずとみどりの課課長、〇〇でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○大阪府水道部長代理

大阪府水道部長、〇〇の代理で参りました経営企画課参事の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○大阪府 都市整備部長代理

大阪府都市整備部長、〇〇の代理で参りました河川室長の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○八幡市 都市管理部長

京都府の八幡市役所の都市管理部部長をしております〇〇でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○京都府 建設交通部長代理

京都府建設交通部長、〇〇は、所用のために本日欠席をさせていただいております。代理で参りました建設交通部理事・河川課長事務取扱の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

○伊賀市 水道部長

伊賀市水道部の〇〇でございます。利水者、もう1市となりましたが、川上ダムが必要ということで大変期待しております。この場をおかりしまして、川上ダム事業を実施できるように皆さんとともに検討していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○伊賀市 産業建設部長

同じく川上ダム建設地でございます伊賀市から参りました産業建設部長の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○三重県 県土整備部長

三重県の県土整備部長の〇〇でございます。この場をおかりして、川上ダムが地域の治水対策として非常に重要と考えております。ぜひ前向きな検討をいただいて、早期の実施を目指したいと思っております。なお、仕事の都合で4時半ごろ退席させていただきますので、かわりに総括室長の〇〇に、時間が参りましたら交代させていただきます。申しわけございません。

○三重県 政策部長代理

代理で恐縮ですが、三重県政策部長〇〇の代理で交通・資源政策監の〇〇でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、ここで報道関係の方々にお願いがございます。撮影はここまでとさせていただきます。以後の撮影はご遠慮願いたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、お配りしています本日の資料の確認をさせていただきたいと思えます。

事務局からよろしく申し上げます。

○事務局（近畿地方整備局河川部広域水管理官）

本日お手元にお配りしております資料を確認させていただきます。

一番上から、本日の議事次第。その次が幹事会の座席表です。それから、右上に資料－1と書いてございます川上ダム建設事業関係の関係地方公共団体からなる検討の場の規約です。次は、資料－2川上ダム建設事業の検証の検討資料です。次に、資料－3複数の治水対策案の概要です。それから、資料－3－2、利水代替案等の概要です。それから、資料－4個別ダム検証の進め方等です。最後に、資料－5川上ダムの経緯及び概要でございます。

以上、資料です。過不足ございませんでしょうか、ご確認をいただければと思います。よろしいでしょうか。

3. 規約について

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、議事次第にのっとりまして、これから進めてまいります。

まず、検討の場の規約につきましては、事前に皆様方に整備局よりご説明をさせていただいています。また、皆様方からのご意見もいただいております。そして、ある程度規約という形で固めさせていただいておりますけれども、今回、この幹事会の開催に当たりまして再度確認という形で、ここでご紹介させていただきたいと思えます。

事務局から規約についてのご紹介をお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局河川部広域水管理官）

それでは、お手元の資料－1をお開きください。川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約です。読んで説明とさせていただきます。

名称、第1条。本会は、「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

目的、第2条。検討の場は、第5条に規定する検討主体による川上ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、地域の意向を十分に反映するため、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深め、検討主体の提案する議題について意見を述べることを目的とする。

検討の場、第3条。検討の場は、別紙－1で構成される。資料の3ページが別紙1です。「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成で、三重県知事、京都府知事、大阪府知事、奈良県知事、伊賀市長、八幡市長、池田市長、国土交通省近畿地方整備局長、独立行政法人水資源機構理事長。（注）構成員については、代理出席を認めるものとする。司会進行は、国土交通省近畿地方整備局長が行うものとする。

規約に戻っていただきまして、2、必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。3、検討主体は、検討の場を招集し第4条で規定する幹事会における議論を踏まえ、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。4、検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。5、検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。6、検討の場の構成員は、必要があると認められるときは検討主体以外の河川管理者の説明を求めることができる。

幹事会、第4条。検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

2 幹事会は、別紙－2で構成される。資料の4ページです。「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」の構成ということで、役職等については時間の関係上、省略させていただきます。構成員については、代理出席を認めるものとする。司会進行は、国土交通省近畿地方整備局河川部長が行うものとする。

規約に戻っていただきまして、第4条3です。必要に応じ、幹事会の構成は変更することができる。4、検討主体は、幹事会を招集し、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。5、幹事会の構成員は、幹事会において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。6、幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

検討主体、第5条。検討主体とは、国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構をいう。検討主体は、実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階での意見募集等を行い、対応方針（原案）を作成する。

流水の正常な機能の維持の観点からの検討、第6条。流水の正常な機能の維持の観点からの検討にあたっては、主な検討対象区間が三重県管理区間内であるため、検討主体は河川管理者である三重県とともに検討を行うものとする。

情報公開、第7条。検討の場及び幹事会は、原則として公開する。その公開方針は別紙－3「公開方針」によるものとする。資料の5ページをお開けください。別紙－3、川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び幹事会公開方針。検討の場及び幹事会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、検討の場で定める。

(1) 傍聴対象者。傍聴対象者は制限をしないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(2) 会議開催の案内。会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局及び水資源機構のホームページに掲載することにより行う。

(3) 会議資料等の公開。会議資料については、公開を原則とする。会議資料および議事録は、近畿地方整備局及び水資源機構関西支社において供覧・貸出を行うほか、近畿地方整備局及び水資源機構のホームページに掲載する。会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。会議資料において、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。議事録については、発言者の役職名が入った議事録を作成する。議事録の内容については、検討の場及び幹事会開催後、構成員全員が確認を行い、確認完了後に公表を行う。

(4) 記者会見。検討の場及び幹事会終了後の記者会見は行わない。

(5) その他。一般傍聴者の会議中における発言は、これを認めない。カメラ撮り等は冒頭部分のみ可能とする。

規約に戻って、事務局、第8条。検討の場の事務局は、国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構関西支社に置く。2、事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

規約の改正、第9条。この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

その他、第10条。この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

附則。この規約は、平成23年1月17日から施行する。

以上が規約でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

ただいま規約のご紹介をいたしました。これに対してご発言等ありましたら自由にお願いたします。

今後、ご発言に際して、後ろに傍聴の方もおられますので、所属をきちんとおっしゃっていただいた上でご発言ということによりお願いしたいと思います。

どうぞ。

○京都府 建設交通部長代理

それでは、京都府でございますけれども、第2条の条文に関しまして、京都府といたしましても、意見は出ささせていただいておりますので、趣旨の確認をお願いできればと思っております。検討主体である地方整備局及び水資源機構がダム検証に際して、検討の場及び幹事会において関係地方公共団体が述べた意見に基づいて、地域の意向を十分反映させるべく取り組んでいくことを表現していただいていると思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○近畿地方整備局 河川部長

これも目的に書いてあるとおり、地域の意向を十分に反映するためということで、その中で皆さんとこの場では内容の認識を深めて議論をしていくということでございます。そういう意味では、そのとおり反映をしていけるように、良い議論をさせていただきたいと思っております。

ほかにはどうでしょうか。

ないようでしたら、規約につきましては、これで終わりたいと思っております。

4. 検証に係る検討手順

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、次の4番目でございますが、検証にかかわる検討手順についてということで、これはお手元の検証方法を規定しております再評価実施要領細目及びその中で示されている複数の治水対策案等につきまして、内容の説明をさせていただきたいと思っております。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局河川部広域水管理官）

それでは、まず資料-2をお開けください。国土交通大臣から出ています再評価実施要領細

目についてご説明をさせていただきます。

1 ページです。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目。

第1は目的です。第2、対象とする再評価ということで、川上ダムが検証対象です。2、用語の定義です。(3) 検討主体ですが水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び近畿地方整備局ということになっております。

第3、再評価の実施、1、再評価の実施手続です。(1) 検証に係る検討手続で、必要に応じ対象とするダム事業等の点検を行い、これを踏まえて、各ダム事業について目的別に検討を行う。目的別の検討については、例えば洪水調節の場合、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案の立案を行い、立案した治水対策案が多いときには、概略評価により2から5案程度の治水対策案を抽出し、立案、また抽出した治水対策案を環境への影響等の評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行うということになっています。

目的別の検討を行った後、最終的に総合的な評価を行う。その後、検討主体は、以上を踏まえて対応方針(案)を決定し、国土交通大臣に速やかに検討結果を報告する。

(2) 情報公開、意見聴取等の進め方です。①、関係地方公共団体からなる検討の場の設置、②、検討過程においては、検討の場を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でのパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。③、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴くことになっています。

(3) 対応方針(案)の決定です。検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針または中止の方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針案を決定する。

(4) 資料の提出で、(3)で定めた対応方針(案)を決定した後は、検討主体は、国土交通大臣に速やかに検討結果を報告するとなっています。

3 ページ、第4、再評価の視点で、(1)で、①として、事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況を整理して、検証対象ダム事業の点検を行うこととなっています。②で、事業の投資効果、費用対効果を分析することになっています。

(2) 事業の進捗見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点、①複数の治水対策案の立案、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定し、複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することが規定されています。

下に、各複数の治水対策案が記載されていますが、これについては後で説明させていただきます

ます。

13ページ、②概略評価による治水対策案の抽出です。先ほど述べました複数の治水案の中で、2から5案程度抽出することになっています。③評価軸で、個別の評価を行う場合には、評価に当たっては、現状における施設の整備状況や事業の進捗状況等を原点として点検を行うことになっています。この評価軸ですが、14ページに、1)安全度（被害軽減効果）、15ページ、2)コストです。16ページ、3)実現性、4)持続性、17ページに5)柔軟性、それから6)地域社会への影響、それから次のページをめくっていただきまして、18ページで環境への影響ということで、7つの項目の評価軸ということで記載されています。

それから、20ページに④利水等の観点からの検討ということで、i)新規利水の観点からの検討の進め方で、個別のダムの検証における新規利水の観点からの検討に当たっては、まず検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として毎秒何立方メートル必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば上水であれば人口動態の推計など必要容量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか要請をするということです。

それから、これらの内容を踏まえて、検討主体は、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案を検討する。その後、概略検討により、治水対策案を抽出し、治水対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を行う。意見聴取先は利水参画者以外に、関係河川使用者や関係自治体が考えられる。意見聴取の後、治水対策案を評価軸ごとに検討し、治水対策案について総合的に検討する。なお、治水対策案は、利水参画者に対し確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案すると記載されています。

ii) 利水代替案で、これについても後の資料でご説明させていただきます。

それから、24ページです。利水に関する評価軸で、治水の場合と同様ですが、6つの評価軸が記載されています。24ページ、1)目標。25ページで、2)コスト、26ページ、3)実現性、27ページ、4)持続性、5)地域社会への影響、28ページ、6)環境への影響です。

それから、31ページ、iv)流水の正常な機能の維持の観点からの検討で、流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。評価に当たっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の分を参考とすると記載されています。v)その他の目的に応じた検討も、それに倣って、必要に応じて参考として実施するということになっています。

それから、32ページで、⑤総合的な評価の考え方、i) 目的別の総合評価で、1) 一定の安全度を確保することを基本として、コストを最も重視する。なお、コストは完成するまでの費用のみでなく、維持管理に要する費用等を評価する。2) 一定期間内に効果を発現するかなど、時間的観点から見た実現性を確認する。最終的には、環境や地域への影響を含めて、すべての評価軸により総合的に評価すると記載されています。

検証対象ダム総合的な評価ということで、i) の目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、各ダム事業に対する総合的な評価を行う記載されています。

簡単ではございますが、資料—2の実施要領細目についてのご説明させていただきました。

引き続きまして、資料—3ですが、前のスクリーンにパワーポイントで同じものを説明させていただきます。複数の治水対策案の概要です。

先ほど要領の細目のところで記載しています治水対策の方策です。左のほうが河川を中心とした対策、右が流域を中心とした対策で、合わせて26の対策が書いています。

治水対策の案の立案の考え方ということで、まず複数案の治水対策を立案して、対策案の1つはその検証対象ダムを含む案、その他に検証ダムを含まない案の方法による治水対策を必ず作成する。検証対象ダムを含む案は、河川整備が策定されている水系においては河川整備計画、整備計画が策定されていない水系においては、相当する整備内容案を設定するということになってございます。複数の治水対策案は、これの目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することになっています。

次から項目でございまして、簡単に項目だけをご説明させていただきます。

1番目がダムで、2番目がダムの有効活用、ダムの再開発や再編、操作ルールの見直し等、3番目が遊水地または調節池等、4番目が放水路または捷水路、5番目が河道の掘削、6番目が引堤、7番目が堤防のかさ上げ、モバイルレバーを含む、8番目が河道内の樹木の伐採、9番目が決壊しない堤防、10番目が決壊しづらい堤防、11番目が高規格堤防、12番目が排水機場です。次からは、流域を中心とした方策ですが、13番目、雨水貯留施設で、14番目、雨水浸透施設、15番目、遊水機能を有する土地の保全、16番目、部分的に低い堤防の存置、17番目、霞堤の存置、18番目、輪中堤、19番目、二線堤、20番目、樹林帯等、21番目、宅地のかさ上げ、ピロティ建築等、22番目、土地の利用規制、23番目、水田等の保全（貯留）、24番目、森林の保全、25番目、洪水の予測、情報の提供等、26番目、水害保険等です。以上が複数の治水対策案の概要です。

次、資料—3—2で、利水対策案の立案の検討というところは、先ほどご説明をしましたので、割愛させていただきます。

流水の正常な機能の維持及び既設ダムの堆砂除去のための代替補給に関する検討に当たっても、利水対策案及び利水に関する評価軸の部分を参考とすることになっています。

次、利水対策案の方策ですが、細目要領には17項目を記載していますが、この場では、14項目について説明します。

左のほうが供給面での対応、右側が10から14番目、需要面・供給面での総合的な対応となっています。各方策だけ簡単にご紹介させていただきます。

1番目がダムです。2番目、河道外貯留施設（貯水池）、3番目、ダムの再開発、かさ上げ、掘削等、4番目、他用途ダム容量の買い上げ、5番目、水系間導水、6番目、地下水の取水、7番目、ため池（取水後の貯留施設を含む）、8番目、海水の淡水化、9番目、水源林の保全、10番目、ダム使用权等の振りかえ、11番目、既得水利の合理化・転用、12番目、渇水調整の強化、13番目、節水対策、14番目、雨水・中水の利用です。以上が利水代替案等の概要です。

以上、ご説明させていただきました。

○近畿地方整備局 河川部長

今、実施要領細目の説明をさせていただきました。

これに関する説明で検討手順もあるので、引き続きちょっと検討手順までご説明をさせていただきたいと思います。引き続きお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局河川部広域水管理官）

それでは、お手元の資料—4、個別ダム検証の進め方等のフロー図です。

下のところにフロー図がございしますが、真ん中のほうの四角の囲み[エ]で、検討主体による個別ダムの検証に係る検討というところですが、[オ]ですが、検証対象ダムの事業等の点検を行うことになっています。これを受けまして、[カ]目的別の検討で、先ほどご説明をしました洪水調節の例ですが、[キ]で、まず複数案の立案を行うことです。それを受けて[ク]で、概略評価による治水対策案を抽出します。このときには2から5案程度を抽出することになっています。それを受けまして、[ケ]ですが、治水対策案を評価軸ごとに評価を行います。先ほど説明をしました評価軸で、それを受けて[コ]目的別の総合評価、洪水調節の場合は、この洪水調節の目的に応じた総合評価を行います。

同様な流れで、[サ]新規利水の観点からの検討、[シ]流水の正常な機能の維持の観点からの検討、[ス]その他の目的に応じた検討ということになっています。これらを受けて、[セ]検証対象ダムの総合的な評価を行い、[ソ]で対応方針案等の決定です。

このときに欄外の右ですが、検証の進め方のポイント[ナ]の①関係地方公共団体からなる検討の場の設置、②情報公開等を行うとともに、主要な段階でのパブリックコメントを行う。③

学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴くということがポイントにあります。それらを受けて、対応方針を決定し、検討主体から本省へ検討結果の報告となっています。それから本省における対応方針等が決定されるということになっています。

これを受けて、今回の川上ダム検証における検討の手順です。裏に検討の手順を記載しています。左から検討の手順、それから検討の場、幹事会、それから右のほうにいきまして意見募集、流域自治体、同じく意見募集、学識経験者、流域住民、利水者の欄で、一番右に事業評価監視委員会です。それで、ここの検討手順ですが、本日は第1回です。その後、ダム事業等の検討、複数の概略案の立案、2から5案の抽出、総合的な評価、対応方針（原案）の作成、対応方針（原案）の決定、対応方針（案）の決定、それから国土交通大臣への報告という流れになっていますが、これに対しまして、検討の場を主要なところの第1回、2回、3回、その間に第1回から第6回までの幹事会、それに付随しまして、主要なところでの意見募集を流域自治体、それから学識経験者、流域住民からいただくということになって、その意見を反映して第1回目の検討の場を行うということを考えています。

最後のほうで、対応方針（原案）の作成をいたしましたら、同じように今度は意見聴取でございまして、流域自治体、それから学識経験者、流域住民、利水者等の意見聴取を行って、対応方針（原案）を作成したものに対して修正を行い、対応方針の原案を決定して、事業評価監視委員会に諮る前に関係府県知事の意見聴取を行って、事業評価監視委員会に諮っていくとなっています。

下のほうに※の1から5までがございまして、1番とし、検討の場、幹事会の開催については、議論の内容により回数を変更することがあります。2番ですが、意見募集とは、検討内容の認識を深め検討を進めるため、代替案等の複数の概略案や総合的な評価について意見を募集するものです。3、意見聴取とは、河川法第16条の二に準じて、検証対象ダム事業の対応方針（原案）の作成に当たり意見を聴取するものです。4、知事は、関係市町村長の意見を聞いた上で、対応方針（原案）の作成に当たり意見を述べるものとします。5、公共事業の再評価の手續に基づき、再評価を受けるために必要な資料を作成し、府県知事の意見を聴取の上、事業評価監視委員会の意見を聴取するものということを記載しています。

以上、簡単でございまして、川上ダム検証における検討の手順を説明させていただきました。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは今、実施要領細目と検討手順についての説明をいたしました。これについてご意見がございましたら、どうぞご自由にご発言をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○京都府 建設交通部長代理

京都府でございます。先ほどご説明にもありましたように、既設ダムの堆砂除去のための代替補給に関する検討に当たっては、利水対策案及び利水に関する評価軸の関係部分を参考にすることをございましたけれども、この長寿命化に係る検討につきましては、流域の水需要動向等の状況の変化でございますとか、あるいは実施細目にも示されております利水対策の代替案及び利水に関する評価軸の関係部分等の観点を踏まえていただいて、予断なく実施をしていただきまして、この次の幹事会になろうかと思うのですが、ダム事業等の点検段階で精査した結果を十分ご説明をいただきますように、お願いを申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

そのほかにご意見は。

はい、どうぞ。

○大阪府 都市整備部長代理

大阪府都市整備部でございます。京都府さんがおっしゃられたことと同様のところはございますが、長寿命化容量のかわりといたしまして、大阪府といたしましては、高山ダムですとか青蓮寺ダムの大阪府の利水容量を活用することで、川上ダムの建設費縮減の可能性がございますので、それについて検討の必要があるのではないかと思います。

また、川上ダムの長寿命化容量に限らず、淀川水系全体で活用できるストックの再編でありますとか、再開発なども含めて、活用できるものがないか検討をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

ほかにはどうでしょうか。

はい、どうぞ。

○伊賀市 水道部長

伊賀市でございます。今、この検討に係る手順等ご説明を受けたのですが、スケジュール的なものの説明がなかったように思いますので、いつまでにとというのは出ないかもわかりませんが、スケジュールをお示し願ひたいなと思います。余り長引いていくのも、利水者としても、建中利息等が発生して、最終的な水源費の負担が増えていくというような状況になりますので、ある程度のスケジュール等を聞かせていただきたいと思います。

○近畿地方整備局 河川部長

今のスケジュールの件ですが、関係機関、それから当然地元の皆さんから、今のこのような状況をできるだけ早く解消していただきたいと、はっきり結論を出していただきたいという声

をきちんと我々も聞いております。その中で、できるだけ迅速にということ、先ほど冒頭でも申し上げましたように、我々の認識としては早くやりたいということは考えています。とはいえ、きちんと丁寧に行っていくところ、適切に行っていく部分がございますので、そこはきっちり行わせていただきたいと思います。と思っております。

スケジュールとして具体的にどうだという話ですけれども、これはこれから点検がまずありますし、その後、代替案をお示ししながら、その代替案につきましても、必要な段階でパブリックコメントを行い、皆さんからご意見をいただいくこととなります。今日も先ほどからご意見、こうしてほしいというお話も出ておりますし、こういったものを含めて考えていきますと、いつどこまでというのは、なかなか今の段階でまだ明言できるというのは難しいというふうに考えてございます。

今日のご意見も踏まえながら、作業をこれからきちっと行っていきます。まだ具体的にスケジュールをお示しできませんけれども、できるだけ早くということは、これは我々も皆さんと同じ思いでございますので、そこは迅速に行うように努力をしてみたいと思います。

○八幡市 都市管理部長

京都府の八幡市でございますが、今、伊賀市さんからお話がございました検討のスケジュールでございますけれども、木津川の下流の市といたしましても、流域の安全・安心の確保から、この検討の場の議論を早く取りまとめいただく必要があると考えております。そのためにも、スケジュール感を持って検証を進めていただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○伊賀市 産業建設部長

先ほど八幡市さんからございましたが、スケジュールのほうでございますが、やはり今日この場ではお示しというのは無理かと思いますが、ある一定のスケジュールを次回にでもご提示していただけたらありがたいと思っております。

といいますのは、伊賀市の中では、やはりダム建設ということで、私どもの首長自体も早期にということでございます。ただ、今、河川部長さん、おっしゃっていただきましたように、なかなかスケジュールが説明しにくいと、いろんなことがあるのでということでございますが、なかなか地域の住民、要は伊賀市といたしましては、やはりいつまでにこの原案を決定いただくことで進めていただいているということで説明を申し上げたいものですから、できれば次回にでもご提出していただけたら、大変ありがたいと思っております。

○近畿地方整備局 河川部長

スケジュール、これは本当に皆さん、気になるということとで、それからやはり社会情勢として、背景は皆さんそれぞれございますので、その辺は十分我々も理解をした上で進めていきたいと思えます。ただ、本当に明言という形になるとなかなか難しい問題もございまして、今日、先ほどもご意見がいろいろあって、点検してほしいと、内容もそれぞれのご意見もありますし、きちっと丁寧に組みながら進めていくということも、やはり行っていかなきゃいけないと思うのです。

そういう意味で、これからもどんな意見が出てくるかということも含めて不確実性がありますので、どういう形になるかというのはまだ、おいおい進めながら皆さんとその辺のスケジュール感も共有できるようには努力はしていきたいと思えます。ただ、明言というのはなかなか難しい部分があるということをご理解をいただきたいと思えますし、我々もスピード感を持って行っていくというつもりでおりますので、ご協力よろしくお願いをしたいと思えます。

ほかにどうでしょうか。

それでは、後ほどまた何かお気づきの点がありましたら、また最後にご意見もお聞きしますので、議事次第にのっとなって、では次の議事に入りたいと思えます。

5. 経緯及び概要

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、次は5番です。経緯及び概要ということで、流域及び河川のまず概要について、事務局から説明をさせていただきたいと思えます。では、よろしくお願ひします。

○事務局（近畿地方整備局 淀川河川事務所長）

淀川河川事務所長の〇〇でございます。流域及び河川の概要を説明させていただきます。

まず、淀川水系は2府4県にまたがる大水系で、桂川、宇治川、木津川の3川が合流しています。そして、上流に琵琶湖があるという特徴を有しています。流域内人口が1,200万人弱、そして想定氾濫区域内の資産が140兆円弱という日本でも有数な水系となっています。

特に、淀川流域の地形の特性としては、3川が合流し、淀川の本川、大阪府域になるということのほかにも、保津峡、岩倉峡、そして琵琶湖の出口もそうですが、こういった盆地の下に狭窄部があり、その上流で浸水が生じやすい、こうした特徴があります。上野地区もその一つで、柘植川、服部川、木津川が合流、直下流に岩倉峡があり、古くから浸水被害に悩まされてきたところです。一方、下流は、かつては海で沖積平野です。その沖積平野に、大阪市を初めとする我が国国有数の人口・資産が集中しているところです。

これを横断図で見ますと、河川が都市よりも洪水時の水位が高いところにあるという状況、さらに大阪駅周辺の地下街などに見られますように、水害、河川の氾濫に大変弱い都市構造となっています。そして、あわせて昭和初期からの地下水のくみ上げによって、多いところでは3 m近く地盤沈下しており、この濃い色のところが海拔0 mよりも低いところになっています。

流域の土地利用の状況ですが、約50%弱が山林になっています。変化を見ますと、田畑が減って宅地が増えているといった状況になっています。

広い流域ですので、北のほうは日本海側気候、南のほうは瀬戸内海あるいは太平洋型の気候帯ということで、気候区も異なっており、年間の雨の降り方も変わっています。これが利水に影響を及ぼしています。一つの台風をとりましても、昭和28年13号台風のように流域全体で雨が降るタイプ、あるいは34年の15号のように木津川上流でたくさん降るタイプ、あるいは桂川上流でたくさん降るタイプなど、さまざまなパターンが発生します。

水利用の状況を見ますと、淀川の水は兵庫県の阪神地域、大阪府の南部地域、奈良県の北部地域など、流域外も含めた1,700万人が利用しております。特に、この淀川の下流域の水は、その多くを琵琶湖に依存している状況です。

次に、治水事業の沿革になります。

古くから各地で水害に遭っているわけですが、淀川の大きな洪水、代表的な洪水としましては、左岸側に大規模に浸水した明治18年の出水、そして大正6年は右岸側に大きな出水が生じました。そして昭和28年は宇治川が破堤した、そういった3つの大きな洪水があります。上流の琵琶湖では、明治29年9月、最高3 m76cmに及ぶ大洪水が発生しています。一方、上野地区では、昭和28年13号台風で540ha、200戸が浸かる洪水が発生していますし、昭和34年の伊勢湾台風でも195戸が浸水する被害になっています。その後も相次いで浸水被害が発生しています。

これまで大洪水のたび、明治18年とか大正6年、あるいは昭和28年、こういった大洪水のたびに流量を見直し、計画を見直してきています。そして昭和46年、淀川水系工事実施基本計画で、淀川本川の計画規模を200年に1度の規模に設定し、河道改修とあわせて上流ダム群による洪水調節を強化しております。この上流ダム群の中に川上ダムが含まれています。

これまでの計画の考え方を振り返りますと、まず明治18年、左岸側が大規模に浸水した洪水ですが、この洪水を契機に旧の河川法が制定され、国の事業として大規模な河川改修を行うようになりました。その内容としては、新淀川の開削、そして巨椋池周辺の治水対策のための巨椋池の分離、それと琵琶湖の治水のために瀬田川を浚渫し、流れ過ぎないように南郷の洗堰を設置した。これによって、下流の洪水のときには洗堰を全閉することができるようになりました。

そして、昭和28年の13号台風、これは流域全体に雨が降ったパターンですが、明治のときのように下流を大規模に改修することはもうできないので、上流側、天ヶ瀬ダムあるいは高山ダムというダムで洪水調節をするという考え方がこのときに入っています。真ん中のグラフを見ていただきますと、宇治川を天ヶ瀬ダムで調節し、木津川を高山ダムで調節し、淀川本川の流量を下げる対策になっています。

これまで、こういった形で洪水のたびに計画を見直してきたわけですが、そういったことではなくて確率規模で計画をしよう、まずは100分の1の計画をしています。その後、流域の開発、資産の増大に鑑みて、46年に、200年に1度の計画ということで工事実施基本計画が改定されています。その中で上流ダム群が強化され、その中に川上ダム、実際に名称が出るのは平成6年のときですけども、川上ダムがカウントされています。

そして、平成19年8月の河川整備基本方針の策定の際に、計画論としましては、「上流の安全度向上のため、本来なら氾濫していた水を人為的に下流堤防区間に流下させることから、今後とも下流部においては上流部以上の安全度を確保する」ということ、それと、「琵琶湖については洗堰の全閉操作は行わない。」それと、狭窄部に関しては、「人為的に下流へ洪水時の負荷を増すことになる狭窄部の開削は極力行わないことが望ましいことから、狭窄部上流の遊水機能を極力保全するため、流域全体の協力のもとでダムを含めた実現可能な対策を最大限講ずる。その上で、なお安全度の確保が困難な場合には、下流河道の整備状況を踏まえつつ、流域全体の協力のもと、狭窄部を必要最小限開削する。」といった考え方が共有されています。

こういった治水事業の沿革の中で、天ヶ瀬ダムを初めとするダム事業が完成しています。ダム以外にも、これは桂川の引堤ですが、断面を拡大する、あるいは堤防を強化する、スーパー堤防とか放水路、これは大津放水路ですが、あるいは遊水地、あるいは猪名川の総合治水ですとか、それぞれの地域に合った治水対策を実施してきています。

次は、利水事業の沿革です。

琵琶湖開発が終わって20年近く経っていますが、この琵琶湖開発後の18年間とその前の18年間を比較しています。琵琶湖開発前の18年間で5回、取水制限が発生していますし、琵琶湖開発後も3回の取水制限が発生しています。その取水制限の状況を整理したのですが、平成6年には最大20%の取水制限が発生し、琵琶湖はマイナス123cmまで水位が低下しました。

水資源開発は、淀川水系では古くから行われています。そして昭和37年、水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定され、基本計画、通称フルプランが策定されています。川上ダムについては、昭和57年に供給目標を達成するため必要な施設に位置づけられています。また、平成21年に事業目的として既設ダムの堆砂除去のための代替容量を追加、あるいは利水者が変

更し、工期が延期されています。

現状と課題です。

淀川について、これは現況の治水安全度、あるいは流下能力ですが、破堤すると甚大な被害が生じる下流の安全度の向上のための整備を、これまで集中的に実施してきていますので、下流は安全度が確保されていますが、中上流は依然として安全度が低い。これを、下流の安全度を守りつつ、いかに中上流の安全度を向上させるか、これが課題になっています。これは、近年の浸水状況の写真を見ましても、嵐山という中流部で浸水が発生したり、あるいは亀岡、伊賀上野といった狭窄部の上流で浸水が発生しています。

これは、平成16年の台風23号のときの洪水の痕跡をプロットしたのですが、計画高水位に対して、下流部あるいは嵐山地区で計画高水位を超える洪水が記録されています。一方、これは淀川本川の計画規模、ですから200年に1度の規模の洪水に対して、計画高水位に対して水位がどうなるかという計算をしたものです。中上流で氾濫していますので、計画規模に対しても現況では計画高水位は超えない状況になっています。ただ、高潮に対してはまだ高さが足りないところがありますので、こういった高潮のときには陸閘というもので低い堤防のところを閉めるわけですが、平成16年には、7時間以上、大幹線である国道2号を閉鎖するという事態も発生しています。

一方、桂川ですが、整備計画の目標は戦後最大規模の洪水、昭和28年13号台風です。この洪水を流しますと、計画高水位に対して全体的に水位がオーバーをしています。宇治川は、宇治橋の上流あたり、塔の島地区ですが、このあたりで戦後最大の規模の洪水に対して計画高水を超えるという状況になっています。

木津川については、下流部は比較的能力があるのですが、上流部のほうで能力が不足している状態になっています。これはちょっと見づらいですが、三重県さんの管理区間、指定区間の流下能力です。当面の目標の10分の1、整備計画原案の目標の30分の1等に対して全体的に流下能力が不足している状況になっています。

利水の状況です。伊賀地域の利水の状況ですが、既存施設の枯渇ですとか宅地開発、工業団地等により水需要が逼迫しています。左の表は水源が悪化しているもののリストで、伊賀市さんからいただいたものです。右側は伊賀市さんの給水量の将来予測を挙げております。

木津川の上流域の流水の正常な機能の維持に関してですが、上流域では多くの井堰で農業用水が取水されています。また、内水面漁業が行われておりまして、アユ等の生息のために自然な瀬の保全ですとか水質汚濁の防止等が課題となっています。一方、これは長寿命化に関連する状況ですが、木津川上流のダム群、4ダムございすけれども、複数のダムで堆砂速度が計

画の目安となるような堆砂のスピードに対して上回る状況となっています。

現行の治水計画です。

これは、平成21年3月に定められました河川整備計画の治水の目標を書いています。左が現況、まん中が河川整備計画、右が基本方針です。本川である3川合流から下流については、基本方針の200分の1と同じく河川整備計画も200分の1の計画であり、計画規模以下の洪水に対して計画高水以下の水位で安全流下させるという目標になっています。一方、桂川、宇治川、木津川については、基本方針は150年に1回の規模となっていますが、河川整備計画では戦後最大の洪水である昭和28年13号台風の洪水を計画高水以下の水位で安全に流下させるという計画になっています。

このため、上下流でさまざまな対策を行います。その対策を目的別に分けたものがこれです。黄色が構造物の信頼度を向上させる事業、赤が流下能力を向上させる事業、青が流量を低減する事業、これらの上下流バランスがとれるように、本川の下流で流下能力を向上させる事業を緑で書いています。

下流の安全度を確保しつつ上下流でリスクを分担する、バランスを確保していくというのが淀川にとっては重要ですので、これまで下流の整備を重点的に行ってきていますが、この下流の安全度を下げない、計画高水を超えない範囲で中上流部を整備していく。このためには、下流域の能力を上げるためのなんば線の橋梁架替ですとか、上流域でダムをつくるのか、こういった整備でバランスを図りながら段階的に整備を行っていくということが必要になっています。

それぞれ見ていくと、これは淀川本川の治水の対策です。この緑は計画高水位です。赤が現況の計算水位で、現況では計画規模に対する計算水位は、計画高水位を超えていませんが、単純に中上流部を改修しますと計画高水位を超えます。これをなんば線の橋梁架替によって下流の能力を大きくし、上流のダムでピーク流量を低減させることで計画高水位以下におさめることが可能となります。これらに関連する事業は、大戸川ダム、天ヶ瀬ダムの再開発、あるいは川上ダム、そして下流のなんば線の橋梁架替です。

桂川については、この緑が計画高水位です。計算水位が赤。これは戦後最大の洪水のときの計算水位ですが、計画高水位を大幅に超えています。これを河川改修により水位を下げるわけですが、こういった河川改修をしても下流に影響を及ぼさないように、なんば線の橋梁架替とか上流のダムとか、こういったことと歩調を合わせて進めていく必要があります。

桂川では、まず平成16年の台風23号の洪水を安全に流すために、この緑の点線のような改修を行い、さらにその後、戦後最大洪水を安全流下させるための赤の点線のような改修を行っていく、こういう段階的に行っていくことになっています。

宇治川においては、宇治橋上流付近の塔の島地区、ここは流下能力がありませんので、宇治地点での流下能力を、現況の900m³/sを1,500m³/sまで向上させる、あわせて天ヶ瀬ダム再開発で天ヶ瀬ダムの放流能力を900m³/sから1,500m³/sへ補強を行うことを行っていきます。

これは、宇治川、宇治橋前後の塔の島地区の改修の計画でございます。

木津川については、島ヶ原で流下能力2,200m³/sを2,800m³/sまで河道整備で向上させる、あわせて川上ダムでピーク流量3,000m³/sを2,800m³/sに低減させることになっています。

川上ダムは、この上野地区の28年の台風13号の浸水、これを上野遊水地等と相まって低減させることとあわせて、淀川本川あるいは木津川の洪水被害を軽減することで、大阪府、京都府、三重県にまたがる淀川流域全域の治水安全度の向上に寄与するものです。そのために、上野地区では、服部川、柘植川、木津川の掘削あるいは遊水地の整備を行います。

今まで説明しましたのは、主に流量に関する対策ですが、質的な対策として堤防の強化を行っていきます。特に木津川の下流部、これは堤防が砂でできていますので、今後、42kmにわたって堤防の強化を行っていく必要があります。

現行の利水・低水計画です。

これは、先ほども同様の図がありましたが、既存水源の劣化あるいは水需要の増加によって水需要が逼迫しています。既に伊賀市のほうでは、21年4月から川上ダムを水源とする暫定取水を開始されています。これが関連の施設の状況です。

流水の正常な機能の維持に関しては、平成11年10月に現在の川上ダムの事業実施計画において、大内地点でおおむね0.7m³/s確保するとともに、下流河川の流水の正常な機能の維持増進を図ることとされています。その後、三重県さんにおいて、河川整備計画の策定に向けた検討が行われています。

これは、長寿命化の関係ですが、既存ダムの堆砂対策を効率的に行うために、川上ダムで代替容量を確保して、ダム補給を行うことによって既設ダムの水位を低下させ、陸上掘削を行うことで安く堆砂を除去する、こういった容量を川上ダムで確保することになっています。

以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

今、流域及び河川の概要ということで、引き続きまして、川上ダム建設事業の概要について、ご説明を事務局からさせていただきたいと思っております。

○事務局（水資源機構 川上ダム建設所長）

川上ダム建設所長の〇〇でございます。それでは、今回の検証の対象となります川上ダム建設事業の経緯、それから概要、それと進捗状況について説明をさせていただきます。

これまでの経緯をまとめていますが、上位の計画である「水資源開発基本計画の変更」に伴い、事業実施計画についても変更がなされています。

平成5年1月に事業実施計画認可を受けており、用地の関係の仕事を進めてきていまして、その後、平成11年10月に第1回の変更を受けています。平成17年7月に淀川水系5ダムについての方針が発表され、平成19年に河川整備基本方針の策定という動きの中で事業を進めています。現在は、転流工の段階を進めており、その前から仕事をしております生活再建段階の仕事として、付替道路として県道松阪青山線、それから青山美杉線、そういった仕事をしてきています。県道松阪青山線については、平成20年11月に全線を供用開始していますし、青山美杉線についても、一部区間を平成22年2月に一部供用開始しているところです。

建設事業の概要として、まずは位置をお示ししています。上野の浸水の常習地域の上流、木津川の上流ですが、ここで前深瀬川のほうに入り、前深瀬川と川上川の合流点の直下流に位置しています。流域面積は約56.2km²で、前深瀬川自身は合流点まで幹川流路延長が15.5km、川上ダムの集水面積としては、この赤いところで囲まれた部分ですけれども、約54.7km²です。

事業の計画ですが、この前深瀬川が木津川に合流する地点から約2km上流の前深瀬川と川上川の合流点、合流点直下にダムサイトを設けています。付替道路にいて、県道は、松阪青山線、それから青山美杉線と現在仕事を進めています。松阪青山線については、全線供用を開始しているところです。それで、転流工段階の仕事をしておりまして、仮排水路トンネル、一昨年7月に契約しまして、この1月で現地の作業は完了しているという状況です。

先ほど事業実施計画の変更の話をしたんですが、平成11年10月に認可された計画を左側に、現在法令手続中ですが、新しい計画を右側に記載しています。これは河川整備計画に掲げられた計画で、今回の検証の対象になる事業です。堤体の諸元等のところ、ダムの高さ、91mだったものが90mに変更しております。こちらの右側の計画に対して点検を、あるいは検証を行います。

事業の進捗状況ですが、上のほうに事業の経過、これはダムの段階ということで、現在は転流工段階まで進んできています。下のほうに、主要な事項につきまして進捗を挙げていますが、用地の取得にいては99%、家屋の移転については全部完了しています。それから、付替県道については、全部で8.8kmのうち8km、91%の進捗です。工事用道路については、転流工段階で39%の進捗ということです。

写真で事項ごとに示していますが、これは用地、水没の移転の関係です。平成5年7月に着工しまして、平成16年6月には全戸の移転が完了しています。

付替道路の進捗について、こちらが松阪青山線、こちらが青山美杉線ですが、以前の道路は、

平成16年8月には道路の高さまで水が上がってくる状況がありました。

これは、転流工段階の仮排水路トンネルの状況ですが、こちらが前深瀬川、この写真の左側の川上川が合流し、ダムサイトはこちらにですが、その上流側に見えています仮排水路トンネルの呑口です。こちらが吐口、トンネルの中の状況で、1月、12月撮影ですが、現地の仕事は12月末には終わっています。

以上のような段階の仕事を進めるに当たり、川上ダムでは環境保全の取り組みを行っていますので、簡単にご紹介したいと思います。

川上ダムについては、ダムサイト周辺に特別天然記念物のオオサンショウウオが生息していることから、それに対する調査・保全検討を行うために、平成8年8月に委員会を設けて、私どもの行ういろいろな調査、対策の検討について指導、助言をいただいています。その結果として、現地で農業用の取水堰で落差がある場合に、オオサンショウウオの移動の阻害になっていることから、斜路を設けて、この斜路を使ってオオサンショウウオが下流から上流に上がっていきます。これについては、現地で実際にオオサンショウウオが使っている状況まで把握しています。

それから、巣穴を使って世代交代、繁殖活動が行われていますが、人工巣穴、コンクリート製品を使って、それをオオサンショウウオに使ってもらう検討も行っており、こちらについても現地で対策を行ってきました。

それから、オオタカの生息が確認されており、オオタカのこの地域の生育状況を把握したり、あるいは工事に対するいろいろな保全対策について指導、助言をいただくための希少猛禽類保全検討会という会議を12年7月に設置して、現在まで仕事をしているところです。

それから、私どもの事業の自然環境への影響評価、保全対策というものに対する指導、助言をいただくために、平成12年8月に、自然環境保全委員会というものを設置しています。

これが最後のスライドですが、以上のような取り組みにつきまして、地域の方々に知っていただくため、平成21年7月に川上ダム建設事業における環境保全への取り組みを公表しています。それから、環境学習会とか環境保全協議会、環境巡視といったことについても、取り組んできました。

簡単ですが、以上、説明をさせていただきました。

○近畿地方整備局 河川部長

今、経緯及び概要ということで、流域及び河川と川上ダムの概要について説明をいたしました。

これにつきましてご質問、またご意見等ありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○三重県 県土整備部長

三重県の県土整備部長です。今、説明がありましたように、三重県の伊賀地域というのは盆地地形で、そこから出ていくのも木津川から出ていくのですが、大雨が降りますと、岩倉峡という出口のところが非常に狭いので、伊賀盆地全体が洪水調整池みたいな形になって浸水するというので、岩倉峡をあけていただければ一番手っ取り早い改修にはなるのですが、そんなわけにはいかないということで、伊賀盆地全体で下流域の洪水対策を担っているというような状況です。それも、これまではその土地の人たちが、自らの田畑や家屋が浸水することをもって下流を守っているという状況もございます。

そんな中で、岩倉峡はあけられない、しかし治水対策はやらなきゃならない、受け入れられたのは遊水地とダムと一部の河道改修という形で計画を受け入れて、今整備していただいているわけですが、その中でも、遊水地として250haを伊賀地域としては使っていると。当然土地利用に制限かかりますので、その分は自由に使えないという状況がございます。また、川上ダムについては40戸もの移転をしていただいているということで、ぜひこの辺の事情もお含みいただいて、伊賀地域の浸水も防いでいただきたいと思います。

下流府県の関係者の皆様方、各市の自治体の方々のご協力もいただいて、ぜひこの検討を速やかに行っていただいて、早くダムを完成して、上流の治水安全度もぜひ上げていただきたいというのが私たちの意見でございます。この検討については、国全体の方針の中で決められたことですので、これはきっちり行っていただかなければいけないと思いますが、できるだけ速やかということをぜひお願いしたいと思います。

○三重県 政策部長代理

三重県ですけれども、川上ダムの気持ちとしましては、先ほど〇〇部長がおっしゃっていただいたことと全く同じでございます。私のほうから2点ばかりお願いをしておきたいと思います。

1つは、やはりスケジュールでございます。この川上ダムにつきましては、当然皆さんご承知のように、流域委員会で多方面からの検証をしていただいたわけでございますので、速やかに検証をしていただきたいと思います。ハッ場ダムが先行しているようでございますけれども、2位グループで結構でございますので、ぜひ速やかに検証していただきたいと思います。

もう1点のお願いは、やはりこの検証期間中の利水、結果的に伊賀市水道だけになったわけでございますけれども、この利水の負担にならないような、特に建中利息ですね、建中利息のかからないような形の資金手当てと申しますか、工事費及び事務費含めても建中利息のかからない、例えば事業主体の水資源機構さんをお願いしときますけれども、利息のかからないお金を手

当てさせていただいて、自己資金である例えば内部留保、留保金ですかね、それからそういう資金運用が、まあお願いするのですけども、それと制度の見直しですね、こういうダム検証をするに当たって、やはりそういう過度の負担にならないような制度の創設といいますか、そういうのもぜひお願いしておきたいと思います。

この2点、よろしく願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

制度、これは我々のほうでは難しいので、今日のお話は、きちんと本省も含めてご意見があったということをお伝えしたいと思います。基本的には、今のルールの中で進めていくということは、まずご理解をいただきたいと思いますし、今のご意見は承りまして、きちんとこういう意見があったということはお伝えしたいと思います。

○京都府 建設交通部長代理

京都府でございますけれども、最初に、このダムの経緯及び概要の資料でございますけれども、例えば44ページにある既設ダムの堆砂状況についても、これまでいろいろとお話を聞いているものと、同じ内容であるかどうかをお教えいただきたいということと、もう1点は、段階整備とかにつきまして、これまで河川整備計画の策定段階で説明を受けている内容よりも、もっと細かいような資料が急に出てきておりまして、こういう数値のものにつきましては、資料の出し方とかも含めまして、関係府県にきちっとご説明いただいておりますほうが良いのではないかと考えております。これまでより細かい段階的な整備の考え方出ているように思いますので、私どももお話は聞いてはございますけれども、それをさらに細分したような形で資料が出ているように思いますので、そういうところにつきましては、少し相談いただいて、どのように出していくかというのを考えていただけたならは思っております。

私どもで聞かせていただいているのは、当然戦後最大対応に向かっていくということ、平成16年の台風23号対応をまず早期的にやっていくというのは聞いておりますけれども、さらに細分化して、ステップみたいな形で表現もされているものですから、そういうところについてはこれまでと整合するようお願いができればと思っております。

○近畿地方整備局 河川部長

このステップは事務局から何かありますか。これは基本的に出ているものですよ。世の中に多分出ているものだと思いますけれども。私の記憶ではそうなのですが、事務局……

○事務局（近畿地方整備局 河川調査官）

表現をわかりやすくした部分はありますけれども、新しく何か増やしたデータというのは基本的にないですけれども。

○近畿地方整備局 河川部長

いずれにしろ、きちんと意思疎通はまた十分図らせていただいて、資料作成も含めてやらせてはいただきたいとは思いますが、

○京都府 建設交通部長代理

やはり幹事会でいろんなご意見を出すに当たっては、我々としてもできるだけ事前に資料をいただいて、きちっと検討した上で、この場に臨みたいとかがえています。特に京都府の場合は流域自治体会議ということで、淀川水系の全市町村と府で構成するような会議も持っておりまして、京都府と八幡市がその会議の代表ということで参加しております。いろんな資料につきましては、できるだけ幹事会の前の早期に資料をいただいて、市町村とも検討させていただいて、意見が言えるようお願いをできればと思っております。

○近畿地方整備局 河川部長

意思疎通を十分に図っていくことは大事なことです、できるだけまた皆さんといろいろな意味で意思疎通を図れるように行っていきたいと思っております。

どういう経緯かはあれですけど、いろいろ作業の中でばたばたやっているところもあって、十分でないところもあったかと思っております、この辺、意思疎通が十分図れるようにやってまいりますので、よろしく皆さん、協力をお願いしたいと思います。

ほかにどうでしょうか。

○八幡市 都市管理部長

京都府の八幡市でございます。八幡市は、先ほどからご説明がありましたように、木津川においては京都府では一番下流側で、淀川の3川合流のところになるわけですが、地形上、最下流ということで、以前から内水被害が多発しておりまして、国土交通省とか京都府のおかげをもちまして、八幡排水機場に樋門を設置して頂いたり、大谷川、京都府の管理ですけども、改修をして頂きました。ある程度の雨量につきましては耐えることになったのですが、木津川の水位が上がりますと、排水機場のポンプで排水するしかございませんので、市民も治水につきましても大変関心を持っておりまして、よく議会のほうでも雨の対策につきましてもいろいろ質問されるところでございます。

そういう状況でございますので、木津川流域の全体のこともございますけれども、今後検討してもらうときには、特に治水対策につきましては、地域の安全・安心に直結するものでありますので、地域住民の、最も近い市町村の意見につきまして、地域の意見として十分反映していただきますようお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

6. 討議

○近畿地方整備局 河川部長

ほかにどうでしょうか。よろしいですかね。

この後、6番、討議ということになって、今もいろんなご意見が出ていますので、これまで、進め方から流域概要まで含めてお話をしてまいりましたので、全体の、これからの進め方も含めて、ご意見ありましたらお願いをしたいと思います。今までに大分出ましたが、どうでしょうか、これからの進め方を含めてご意見とかありましたらお願いいたします。

どうでしょうか。大体意見は出たということではよろしいですかね。

基本的に、ちょっと先ほどいろいろご意見いただいた中で、1つは、まず今回、やはり淀川は広いものですから、きょう流域の概要のご説明をしたのは淀川全体が入っていますので、非常にわかりにくいという、この辺におられる方は皆さんよくご存じだからあれかもしれませんが、わかりにくい点は、やはり淀川そのもの持っている治水の課題で、これは先ほど所長が申しあげましたように、上下流のバランスというのが非常に重要なポイントになっています。

実は、淀川の支川の木津川のまださらに支川にあるダムが、なぜ下流の話から順番に行わなければいけないかというところは、そのバランスの話がありまして、淀川全体の話を知っておいていただかないと、このダムそのもの、普通のダムは、すぐ下流の安全を考えればいいので、それは木津川だけだろうと皆さん思われるのですけれども、実は淀川全体の治水を考える上でも重要な役割を果たしていることがありまして、今回のご説明になっていることではございます。

非常にわかりにくいところがあるかと思いますが、下流の安全を確保しながら、やはり上流の安全をきちんと確保していくという、淀川の今の考え方の中でこの効果があると。これは、またいずれきちんと治水の中で、洪水調節の中でご説明をしながら議論はしていきたいと思えます。

それから、先ほど大阪府さんからもありましたように、水の需要を含めた使い方ですね、これについての話、これも川上ダムとしての機能としてどのようにかかわってくるかというところでの話で、淀川全体の話となりますと、これはまた非常に大変な話になってまいりますので、この川上ダムを検証するに当たって必要などの検証としての関係する部分についてのご意見、これをきちんとお聞きをしてまいりたいと思えます。これは、利水の話というのはこちらで決められる話ではなくて、皆さんからご意見をきちんとお聞きをしなければいけないと思えます。

ですから、今日はそういうお話もありました中で、これから詳しいお話をお聞かせいただくという中で、今後この場で議論を進めていくことにしたいと思います。これはまた、ここの皆

さんからご意見をお伺いしたいと思っております。

ほかに何か、本当にございませんでしょうか。

○三重県 県土整備部長代理

すみません、部長は所用があつて外しましたので。

今、河川部長がおっしゃられた内容に絡むかもしれませんが、先ほど、私どもの〇〇部長が言ったことを若干フォローさせていただきますと、上下流のバランスという中で、双方の立場を認識するというのがこの場だと思えます。あえて申し上げますと、先ほどの説明の中で、過去の被害、上野地区のご紹介がありましたけども、実はその前、明治の時代には、数十名が溺死をして200戸以上が移転をしたと、そういう歴史を抱えています。そのときに、もう岩倉峡を何としても開いてもらいたいというのが三重県の思いでしたが、下流に負担をかけるということで、川上ダムと遊水地と、それから河道掘削の3点セットを受け入れたという歴史がございます。

そういった200戸以上が移転したにもかかわらず、昭和28年、伊勢湾台風、続きまして200戸以上の浸水被害を被って、その後、大きな雨は降っておりませんが、治水対策としては基本的に何らそんなに進んでいるものではなくて、上野遊水地だけが進んでおると。これにつきましては、もう既に500億以上投資していただいております、全部三重県の負担で整備している。それで40戸の移転もしている。それも含めて、やっぱり伊賀地域が安全になるということと下流の安全にも貢献するというので、三重県は理解しております。

ただ、最近の気象状況の変動からいくと、一刻も早く、遊水地だけは進んでいますけども、ダムはなかなか進まないというのは、三重県としてはなかなか受け入れがたく思っていますので、先ほど申されましたように、スケジュールをしっかりと示していただくということと、やっぱり完成期限をなるべく守っていただきたい。

それから、いろんな、川上ダムに関するだけじゃなくて、淀川水系全体から見れば、先ほど京都府の八幡市さんがおっしゃられましたように、治水対策として活用できるものがあれば、まずそれを活用するというのが基本だと思いますので、そこら辺も十分踏まえていただきまして、上下流のバランスを考慮しながら速やかな検証を進めていただきたいと思えます。

○近畿地方整備局 河川部長

それじゃ、どうぞ。

○大阪府 都市整備部長代理

大阪府都市整備部でございます。下流といたしましても、先ほど三重県さんがおっしゃったように、上流における狭窄部でございますとか、過去の治水の災害をこうむられたいろんな被

害のもとに現在も安全になるということで、いろいろなご苦勞、また今の取り組みに感謝申し上げます。次第でございます。したがって、今回のダムの検証につきましても、できるだけ結論が早く出るように我々も取り組まねばならないと思っております。

しかしながら、建設コストのさらなる縮減に向けて、さまざまな角度から検討するということは必要かと思っておりますので、その辺で十分な議論ができますように、国交省におかれましてもよろしくお願い申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

ほかにはどうでしょうか。

もうよろしいですか。大体意見が出尽くしたような感じはしますけれども、いかがでしょう。

7. 閉会

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、ここで討議は終わらせていただきまして、最後に、次回の開催予定につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局河川部広域水管理官）

次回の開催についてですが、本日いただいたご意見、それからスケジュール等を検討させていただきます。また別途、日程につきましては連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、これで第1回の川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場幹事会を閉会いたします。本日は長時間、ありがとうございました。

—了—